

松前町職員倫理条例FAQ

- Q 1 松前町職員倫理条例により、松前町職員はどのような規制を受けますか。 …P1
- Q 2 公務員倫理とは何ですか。 …P1
- Q 3 条例はどのような目的で設けられたのですか。 …P1
- Q 4 「利害関係者」について、詳しく説明してください。 …P1
- Q 5 「利害関係者」との間では、どのような行為が規制されるのですか。 …P2
- Q 6 公務員が利害関係者から金銭・物品の贈与を受けたりすることが禁止されることは分かりますが、なぜ割り勘の場合の旅行まで禁止されるのですか。 …P3
- Q 7 利害関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とは、どのような場合ですか。 …P4
- Q 8 職員がパック旅行に参加する場合に、そのグループに利害関係者が偶然参加していた場合は、その旅行をキャンセルしないといけないのでしょうか。 …P4
- Q 9 職員は、利害関係者であれば友人からも香典をもらえないのですか。 …P4
- Q 10 職員が喪主として父の葬儀を執り行う場合に、亡くなった父との関係に基づき利害関係者が持参した香典（通常の社交儀礼の範囲内の金額）は、受領できますか。 …P4
- Q 11 私的な関係があれば、利害関係者から食事をおごってもらったり、物品をもらったりすることが自由にできるのですか。 …P5
- Q 12 職員が正当な費用を負担して利害関係者と酒類を伴う飲食を行う場合は、「町長」まで届け出ないといけないのですか。 …P5
- Q 13 職員が出席した同窓会に、同級生である利害関係者が参加していた場合は、酒類を伴う飲食をする場合として町長に届け出る必要がありますか。 …P5
- Q 14 職員が、出張で利害関係のある民間企業を訪れた際、帰りに駅まで、偶然同方向に用務があるその企業の従業員が乗るタクシーに便乗することは、条例に違反するのでしょうか。 …P5
- Q 15 利害関係者と共に酒類を伴う飲食をする場合の届出を提出しない職員は、懲戒処分に付されることがあるのですか。 …P6

Q 1 松前町職員倫理条例により、松前町職員はどのような規制を受けますか。【第4条ほか】

A 1 松前町倫理条例（以下「条例」という。）では、松前町職員（以下「職員」という。）が、契約や許認可等の相手方、補助金等の交付を受ける者など、職員の職務と利害関係を有する者（利害関係者）から金銭・物品の贈与や接待を受けたりすることなどが禁止されているほか、利害関係者と共にゴルフ（自己負担をするものを除く。）や旅行（公務を除く。）などを行うことが禁止されています。

Q 2 公務員倫理とは何ですか。【第3条】

A 2 公務員の職務の特性として、公益性・非営利性や公平・中立性、独占性、権力性などがあります。これらは民間の職業にはない特性です。したがって、公務員は、その職務がより大きく社会に影響を及ぼすため、民間よりも高い職業倫理が必要となります。

公務員に対する社会の期待や信頼に応えるために、こうあるべき、あるいは、こうしてはいけないといった行動規範（ルール）が公務員倫理です。

Q 3 条例はどのような目的で設けられたのですか。【第1条】

A 3 職員は、地方公務員法により、全体の奉仕者として公共の利益のために全力を挙げて勤務しなければならないこととされています。また、同法によって信用失墜行為の禁止や秘密保持が義務付けられるなど、規制を受けています。

これらを遵守するために、本町では、これまで国家公務員の倫理規程やQ&Aを参考にして、適宜周知徹底を図ってきました。

しかしながら、この度、職員の不祥事が明らかとなったことから、この条例を制定し、公務員倫理の実践について共通のモノサシとなるよう、倫理上行ってはならない行為を具体的に定めることにより、更なる公務員倫理の徹底を図ることとしました。

これにより、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、町民からの信頼を獲得するなど公共の利益の増進を目指します。

Q 4 「利害関係者」について、詳しく説明してください。【第2条第1項第3号】

A 4 「利害関係者」とは、職員の立場や所属によってその相手方は変わりますが、基本的に次のような方（予定者を含む。）が利害関係者と考えられます。

- (1) 許認可等の相手方
- (2) 補助金等の交付対象者
- (3) 検査等の対象者
- (4) 不利益処分の対象者
- (5) 行政指導の対象者

- (6) 入札参加者
- (7) 契約の相手方
- (8) 指定管理者 など

なお、行為の相手方が現在の職員の所属や職と直接的に関係がなくても、職員の過去の所属や職がその行為に間接的に影響を及ぼすことが明らかであれば、その相手方は引き続き利害関係者とみなされます。

また、ある職員(A)の利害関係者(B)が、別の職員(C)に接触している場合に、それが、CがAに対して持つ影響力を期待してのものであることが明らかなきときは、Aの利害関係者であるBは、Cにとっても利害関係者とみなされます。

したがって、BとCの間で行う行為も、条例の規制を受けることになります。

Q 5 「利害関係者」との間では、どのような行為が規制されるのですか。【第4条第1項】

A 5 「利害関係者」との間でなされると、それが純粋な好意のものであっても公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を持たれる行為を規制しています。具体的には、職員は、「利害関係者」との間で次の行為を行うことが禁止されます。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - ▶金銭、物品等の有形の財物のほか債権取得や弁済の延期など無形のものを含みます。
 - ▶香典及び供花は、職員の他の親族の関係で送られてきた場合は、受領可。職員の職務との関係により送られてきた場合は、返却する必要があります。
 - ▶配偶者の招待客に利害関係者が含まれていた場合は、祝儀が通常の社交儀礼の範囲であれば受領できます。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - ▶「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業等を行っている者が行う貸付けが該当します。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - ▶「役務の提供」を受けるとは、「サービス」を受けることをいいます。
- (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - ▶未公開株式は一般に公開されておらず、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に特別な関係が存在するものと外部からみなされるため、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

▶「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いています。特に接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（旅行、スポーツ、映画鑑賞等への招待）が該当します。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

▶「遊技」には麻雀、カードなどが該当します。

▶「ゴルフ」はスポーツとも考えられますが、全国的にゴルフ旅行など過剰接待の舞台となった多数の事例があるため一義的には禁止されています。なお、正当に自己負担を行う場合は、禁止が除外されています。

(8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

▶正当に自己負担した場合も禁止されています。

▶「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことをいいます。

(9) 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借等を行うこと。

(10) 利害関係者から私的利益のために有利な情報の提供を受けること。

▶インサイダー取引のほか再開発情報など、職員の私的利益につながる情報の提供を受けることをいいます。

(11) 利害関係者から職員の親族の就職についてあっせんを受けること。

▶職員の親族の就職について、利害関係者にあっせんしてもらうことが禁止されています。ちなみに、利害関係者からの依頼により不正に職員を採用した場合は、直接的に地方公務員法（任用基準）違反や刑法（虚偽有印公文書作成、同行使のほか場合によっては贈収賄など）違反となります。

(12) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

▶職員が利害関係者に働き掛け、職員本人ではなく第三者に第1号から第11号に規定する行為をさせることは禁止されます。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けに使わせたりすることなどがこれに該当します。

※なお、これらに該当する行為でも、職務として出席した会議で弁当の提供を受けることや企業の記念行事等における飲食などは、禁止対象から除外されています。

Q 6 公務員が利害関係者から金銭・物品の贈与を受けたりすることが禁止されることは分かりますが、なぜ割り勘の場合の旅行まで禁止されるのですか。【第4条第1項第8号】

A 6 どのような行為が禁止されるべきかについては、これまでの全国的な公務員不祥事の実態を見る必要があります。その中で、ゴルフや旅行については、過去に過剰接

待の舞台となった多数の事例があり、最近でも、利害関係者の負担で海外へゴルフ旅行に行った事案が発覚しています。

特に、国家公務員においては、たとえ割り勘だとしても、自分が許認可等を与えたり、補助金の交付決定をする相手方と一緒にゴルフや旅行をしたりする姿を一般の人が見れば職務の執行の公正さに対して疑問を持つのではないかと考え、割り勘の場合でも、ゴルフ・遊技や旅行が禁止されています。

本町においても基本的には同じ考え方ですが、ゴルフに限り、スポーツとしての側面を考慮し、正当な自己負担を行う場合は、禁止を除外しています。

なお、禁止が除外されていても、利害関係者との行為が一般の人から見て不審に思われないよう、特に注意する必要があります。

Q 7 利害関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とは、どのような場合ですか。【第4条第1項第8号】

A 7 出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要な場合です。

Q 8 職員がパック旅行に参加する場合に、そのグループに利害関係者が偶然参加していた場合は、その旅行をキャンセルしないといけないのでしょうか。【第4条第1項第8号】

A 8 パック旅行に職員と利害関係者が偶然参加した場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえない（A 5 (8) 参照）ので、禁止行為には該当しません。

よって、当該パック旅行に参加することが可能ですが、行程中は、一般の人から見て不審に思われないよう、特に注意する必要があります。

Q 9 職員は、利害関係者であれば友人からも香典をもらえないのですか。【第4条第1項第1号、第5条】

A 9 友人が利害関係者に該当する場合でも、学生時代からの友人など、職員としての身分にかかわらない関係（私的な関係）があれば、規制の例外として香典を受け取ることが認められています。

Q 10 職員が喪主として父の葬儀を執り行う場合に、亡くなった父との関係に基づき利害関係者が持参した香典（通常の社交儀礼の範囲内の金額）は、受領できますか。【第4条第1項第1号】

A 10 職員が喪主であるか否かにかかわらず、利害関係者が亡父との関係により個人として持参した香典であれば、受領できます。事業者等として持参した場合は、受領できません。また、亡父との関係ではなく職員との関係であれば、利害関係者と個人の

区別なく受領が禁止されています。

Q11 私的な関係があれば、利害関係者から食事をおごってもらったり、物品をもらったりすることが自由にできるのですか。【第5条】

A11 私的な関係がある利害関係者との間では、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等を考慮して、公正な職務の執行に対する町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、条例で規制されている行為を行うことができます。

なお、利害関係者の従業員が職員の大学時代の同級生である場合に、利害関係者が従業員を使って、その職員に接待攻勢を掛けるようなことは、いくら大学時代の同級生の関係があるといっても認められるものではありません。

Q12 職員が正当な費用を負担して利害関係者と酒類を伴う飲食を行う場合は、「町長」まで届け出ないといけないのですか。【第7条】

A12 町長に届け出なければなりません。ただし、町長に直接届け出る必要はなく、直属の上司に届け出ることで足ります。

内部処理として所属長が確認するものとします。課長が酒類を伴う飲食を行う場合は部長が、部長の場合は副町長が確認するものとします。

Q13 職員が出席した同窓会に、同級生である利害関係者が参加していた場合は、酒類を伴う飲食をする場合として町長に届け出る必要がありますか。【第7条】

A13 会費を支払って同窓会に出席し、たまたま利害関係者である同級生が参加した場合は、その状況を一般の人が見ても不審に思うことがないと考えられるので、届け出る必要はありません。

ただし、その後の2次会に、利害関係者である同級生を含む数人程度で参加していた場合は、届け出る必要があります。

届出の方法は、Q12の回答のとおりです。

Q14 職員が、出張で利害関係のある民間企業を訪れた際、帰りに駅まで、偶然同方向に用務があるその企業の従業員が乗るタクシーに便乗することは、条例に違反するのでしょうか。【第4条第2項第4号】

A14 職員は、出張に必要な旅費を支給されているため、出張中の移動は自らの負担で行うことが原則となります。

ただし、その職員のためにわざわざ便宜を図るものでなく、たまたま利害関係者が利用するタクシーが職員と同じ目的地に行く場合や職員の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者に新たな追加的負担もないときには、便乗しても問題あ

りません。

Q15 利害関係者と共に酒類を伴う飲食をする場合の届出を提出しない職員は、懲戒処分に付されることがあるのですか。【第7条】

A15 職員は、利害関係者と共に酒類を伴う飲食をする場合はあらかじめ届け出る義務があります。違反したときは、事案の内容によって懲戒処分に付されることがあります。